

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

藤沢市長 鈴木 恒夫

市町村名 (市町村コード)	藤沢市 (14205)	
地域名 (地域内農業集落名)	御所見・遠藤地区(菖蒲沢) (菖蒲沢)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月24日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農家の高齢化、後継者や担い手不足により、農家の減少、労働力不足が深刻化している。耕地整理されていないため、農地は狭く、大型機械の搬入が困難。所得増に向けた売り方の再検討が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・担い手不足の課題もあることから、新規就農者等、外部から担い手を確保することも検討していく。
- ・現在営農している農家が法人化することで、意欲ある就農希望者を雇用し、数年で自立させることで、地域や市単位で農業者を増やしていく。
- ・農作物のブランディング化、付加価値の創造を進める。
- ・農産物の価格を上げる工夫が必要。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	12 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	12 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域内の農用地区域(農振農用地)を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者や新規就農者を中心に、担い手への農地集積を段階的に進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を積極的に活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
耕地整理されていないため、今後の県道開通の状況を見極めつつ、必要な整備を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・担い手不足の課題もあることから、新規就農者等、外部から担い手を確保することも検討していく。 ・現在、営農している農家の法人化により、意欲ある就農希望者を雇用し、地域で農業者を増やしていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--